



スーパー定期 (自由金利型定期預金M型)

2016年3月1日現在

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金M型 <単利型・複利型> ・預金金額 300 万円未満 スーパー定期 ・預入金額 300 万円以上 スーパー定期 300	
販売対象	<単利型>	<複利型>
	法人および個人の方	個人の方
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 お預け入れ時のお申し出により、自動継続(元金継続・元利継続)をご利用いただけます。 満期日指定方式 1ヵ月以上5年未満 	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3年、4年、5年 お預け入れ時のお申し出により、自動継続(元金継続・元利継続)をご利用いただけます。
預入		
預入方法	一括預入	
預入金額	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期 100 円以上 300 万円未満 スーパー定期 300 300 万円以上 	
預入単位	1 円単位	
払戻方法	満期日以降に一括して払戻します。	
利息		
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 	
利払方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間 2 年未満のものは、満期日以降に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応答日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%)により計算します。</p>	満期日以後に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月ごとの複利計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方のお利息には 20% (国税 15%・地方税 5%) の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 法人の方のお利息は総合課税となります。 2016 年 1 月 1 日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。 	



スーパー定期 (自由金利型定期預金M型)

2016年3月1日現在

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) マル優をご利用いただけます。(少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当を受給の方) 																																													
中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合は、期限前解約利息との差額を精算します。</p> <table border="1" data-bbox="389 600 1458 1370"> <thead> <tr> <th>約定期間 解約日までの 預入期間</th> <th>1ヵ月以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上 1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上 2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上 2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上 3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×80%</td> <td>約定利率×80%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上 4年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>4年以上 5年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	約定期間 解約日までの 預入期間	1ヵ月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	2年以上 2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	2年6ヵ月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×80%	約定利率×80%	約定利率×70%	3年以上 4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	4年以上 5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%
約定期間 解約日までの 預入期間	1ヵ月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年																																										
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																																										
6ヵ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%																																										
1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%																																										
1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%																																										
2年以上 2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%																																										
2年6ヵ月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×80%	約定利率×80%	約定利率×70%																																										
3年以上 4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%																																										
4年以上 5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%																																										
金利情報の入手方法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。																																													
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話：023-632-2161)にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>																																													



スーパー定期 (自由金利型定期預金M型)

2016年3月1日現在

<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
------------------------	--